

# 特定非営利活動法人ゆずり葉の会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゆずり葉の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山市北区祇園866番地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、旭川児童院の利用者等の成年後見等に関する事業を行うために、関係専門職との密接な連携による実効ある支援体制を構築し、もって地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、生活環境又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護に関する活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営、又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 成年後見等に関する事業
  - ② 生活支援に関する事業
  - ③ 交流・連携・普及啓発に関する事業
  - ④ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 運営会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するため入会した

個  
人及び団体

- (2) 利用会員 この法人の目的に賛同し、法人を利用する個人  
(3) 賛助会員 この法人の事業に賛同するため入会した個人及び団体

(入会)

**第7条** 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は理事会に諮り正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。  
3 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

**第8条** 会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。  
(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。  
(3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。  
(4) 除名されたとき。

(退会)

**第10条** 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。  
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

**第12条** 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内。
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

**第17条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

**第18条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

**第19条** 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

**第20条** この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第5章 顧問

(顧問)

**第21条** この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承諾を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応ずるほか、理事会に出席して助言を与えることができる。

## 第6章 総会

(種別)

**第22条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

**第23条** 総会は、運営会員をもって構成する。

(権能)

**第24条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

#### (4) その他運営に関する重要事項

##### (開催)

**第25条** 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 運営会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

##### (招集)

**第26条** 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

##### (議長)

**第27条** 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

##### (定足数)

**第28条** 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

##### (議決)

**第29条** 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は運営会員が総会の目的である事項について提案した場合において、運営会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

##### (表決権等)

**第30条** 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した運営会員は、第28条、前条第2項、次条第1項第2号及び52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第31条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 運営会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、運営会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第7章 理事会

(構成)

**第32条** 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

**第33条** 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算、並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び年会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条に

おいて同じ。) その他、新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

**第34条** 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

**第35条** 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

**第36条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

**第37条** 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

**第38条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

**第39条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければなら

ない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び年会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第46条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

**第47条** 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

**第48条** 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第49条** この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

**第50条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

**第51条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第52条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

**第53条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により、この法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

**第54条** この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項の掲げる者のうちから、解散時の総会において、選定した者に譲渡するものとする。

（合併）

**第55条** この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第10章 公告の方法

（公告の方法）

**第56条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第11章 雜 則

（細則）

**第57条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

顧問	江草 安彦（旭川荘名誉理事長）
顧問	仁木 壮（旭川荘副理事長）
理事長	佐藤 恵美子
副理事長	勝部 公平
同	杉田 君子
同	西崎 亨
理事	竹内 俊一（弁護士）
同	桑原 一（税理士）
同	岡 恒忠（社会福祉士）
同	川口 隆志（行政書士）
同	岡 錄次（旭川荘療育センター児童院 院長）
同	井上 基（旭川荘療育センター児童院 副院長）
同	小田 法（旭川荘療育センター療育園 院長）
同	塙本 季由（睦学園 副園長）
同	井上 恒正
同	春木 正至
同	富谷 康夫
同	井上 静子
同	吉田 まどか
同	稻岡 博子
同	石原 都
監事	齋藤 哲夫
同	野崎 誠二

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平

成22年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 運営会員	入会金	個人 2,000円 団体 5,000円
	年会費	個人 2,000円 団体 5,000円
(2) 利用会員	入会金	個人 2,000円
	年会費	個人 2,000円
(3) 賛助会員	年会費	個人 1口 2,000円 団体 1口 5,000円